

岐阜県公報

号 外 (四) 令 和 七 年 四 月 一 日

目 次

教育委員会規則

○教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課) 一

○岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(同) 一

○岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(同) 二

教育委員会教育長訓令甲

○岐阜県教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

(教育総務課) 三

教育委員会規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第二号

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「第二号から第十五号まで（第五号を除く。）に掲げる事務（第六号及び第十号から第十二号までにあつては公表に係る部分、第十五号）を「の表環境エネルギー生活部長の項第二号に掲げる事務及び同表観光文化スポーツ部長の項各号（第三号を除く。）に掲げる事務（同項第四号及び第八号から第十号までに掲げる事務にあつては公表を、第十三号に掲げる事務」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第三号 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。 第二条の表義務教育課の項中「管理調整係」を「管理免許係」に改め、「免許係」を削る。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年四月一日 岐阜県教育委員会 教育長 堀 貴 雄 岐阜県教育委員会規則第四号 岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。 第二条を次のように改める。 （委任） 第二条 次の表の知事部局の職員の欄に掲げる職員に、同表委任事項の欄に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会定める規程の制定及び改廃並びに次条の規定により知事部局の職員に補助執行させる事務を除く。）を委任する。 <table border="1"> <tr> <th>知事部局の職員</th> <th>委 任 事 項</th> </tr> <tr> <td>環境エネルギー生活部長</td> <td>一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び社会教育法施行令（昭和二十四年政令第二百八十号）の規定により教</td> </tr> </table>		知事部局の職員	委 任 事 項	環境エネルギー生活部長	一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び社会教育法施行令（昭和二十四年政令第二百八十号）の規定により教
知事部局の職員	委 任 事 項				
環境エネルギー生活部長	一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び社会教育法施行令（昭和二十四年政令第二百八十号）の規定により教				
観光文化スポーツ部長 知事部局の職員 環境エネルギー生活部長 観光文化スポーツ部長	育委員会が行う事務（同法第十条に規定する社会教育関係団体であつて学校教育に密接に関連するものに関するものを除く。） 二 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定により教育委員会が行う事務 一 ユネスコ活動に關すること。 二 図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）の規定により教育委員会が行う事務 三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の規定により教育委員会が行う事務 四 岐阜県視聴覚教員及び教材の貸与等に關する規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第五号）の規定により教育委員会が行う事務				
観光文化スポーツ部長 知事部局の職員 環境エネルギー生活部長 観光文化スポーツ部長	補助執行事項 一 社会教育法第九条の四第四号の規定による社会教育主事の資格の認定に関すること。 二 社会教育法第十五条第二項の規定による社会教育委員の委嘱に関すること。 一 博物館法第十一条の規定による博物館の登録 二 博物館法第十三条第三項（同法第十八条第三項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取				

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」の下に「・第二十一条」を加える。

第二十条中「環境生活部長に補助執行させる事務（同項第一号、第五号、第六号、第七号から第十二号まで及び第十五号に掲げる事務（第六号及び第十号から第十二号までにあつては公表に係る部分、第十五号）を「環境エネルギー生活部長に補助執行させる事務（同項の表環境エネルギー生活部長の項第一号に掲げる事務に限る。）及び観光文化スポーツ部長に補助執行させる事務（同表観光文化スポーツ部長の項第三号、第四号、第八号から第十号まで及び第十三号に掲げる事務（同項第四号及び第八号から第十号までに掲げる事務にあつては公表に、同項第十三号に掲げる事務）」に、「第三条第一項第一号及び第十号、第五号、第六号、第十号から第十二号まで及び第十五号に掲げる事務（第六号及び第十号から第十二号までにあつては公表に係る部分、第十五号）」を「第三条第一項の表環境エネルギー生活部長の項第一号に掲げる事務並びに同表観光文化スポーツ部長の項第三号、第四号、第八号から第十号まで及び第十三号に掲げる事務（同項第四号及び第八号から第十号までに掲げる事務にあつては公表に、同項第十三号に掲げる事務）」に、「環境生活部長（環境生活部県民文化局長の所掌に属するものについては、環境生活部県民文化局長）」を「環境エネルギー生活部長及び観光文化スポーツ部長」に、「環境生活部の課長」を「環境エネルギー生活部及び観光文化スポーツ部の課長」に、「環境生

- 三 博物館法第十四条第二項の規定による公表
- 四 博物館法第十五条第二項の規定による博物館の変更登録及び公表
- 五 博物館法第十六条の規定による定期報告の受理
- 六 博物館法第十七条の規定による報告又は資料の提出の要求
- 七 博物館法第十八条第一項及び第二項の規定による勧告及び命令
- 八 博物館法第十九条第一項及び第三項の規定による博物館の登録の取消し及び公表
- 九 博物館法第二十条第二項の規定による博物館の登録の抹消及び公表
- 十 博物館法第三十一条第一項から第四項までの規定による博物館に相当する施設の指定及び指定の取消し、公表並びに指導及び助言
- 十一 博物館法施行規則第二十五条の規定による報告の受理
- 十二 博物館法施行規則第二十六条の規定による報告の要求
- 十三 前各号に掲げるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関すること。

2 前項の表環境エネルギー生活部長の項第一号に掲げる事務を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については環境エネルギー生活部長に、同表観光文化スポーツ部長の項第三号、第四号、第八号から第十号まで及び第十三号に掲げる事務（同項第四号及び第八号から第十号までに掲げる事務にあつては公表に、同項第十三号に掲げる事務にあつては輕易な事項に限る。）を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については観光文化スポーツ部長に専決させるものとする。

第三条第三項中「環境生活部長」を「環境エネルギー生活部長及び観光文化スポーツ部長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

活部の係長」を「環境エネルギー生活部及び観光文化スポーツ部の係長」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社